

平成28年2月9日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除雪機についての注意喚起、石油給湯機、電気ストーブ（オイルヒーター）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照）

- | | |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油給湯機1件、ガスこんろ（都市ガス用）1件、
石油ストーブ（開放式）1件） | 3件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち電気ストーブ（オイルヒーター）1件） | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち浴室用混合栓1件、ルーター（パソコン周辺機器）1件、
電気ミニマット1件、光回線終端装置（パソコン周辺機器）1件、
除雪機（歩行型）1件） | 5件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
において、審議を予定している案件
該当案件無し | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 除雪機についての注意喚起（管理番号A201500734）

① 事故事象について

使用者（80歳代）が除雪機（歩行型）を使用中、当該製品の下敷きになり、死亡が確認されました。当該事故の原因は、当該製品の安全装置が作動しなかった状況を含め、現在、調査中です。

消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行された2007年（平成19年）5月以降、報告のあった除雪機の事故については、これまでに20件の死亡事故及び9件の重傷事故が発生しており、このうち4件は今年度発生しています（いずれも本件を含む。）。

除雪機に誤って巻き込まれるなどした場合には、死亡又は重傷事故につながるおそれが高いことから、消費者の皆様におかれては、取扱説明書の記載や表示に従い正しく使用してください。

② 再発防止に向けて

ア 安全装置が正しく作動しない状態では絶対に使用しない

安全装置が装備されているにもかかわらず、あえてこれを作動させずに使用したり、故障を放置したままで使用したりすることは危険です。

イ 周囲に人がいないことを確認

歩行型除雪機を使用する際は、人を絶対に近づけさせないようにしましょう。また、不意に人が近づいた場合には歩行型除雪機を直ちに停止できるような状態で除雪を行いましょう。

ウ 投雪口に詰まった雪を取り除く際には必ずエンジンを停止し鍵を抜く

投雪口に詰まった雪を取り除く際には、オーガ（回転部にある雪を直接砕いて集めるらせん状の刃部分）やブローの回転が停止したことを確認してから雪かき棒を使用して雪を取り除きましょう。

エ 作業中の転倒を防ぐため、十分な準備・注意をする

除雪作業を行う前に障害物の位置などを確認し、滑りにくい履物を履くなど、取扱説明書に書かれている準備を行いましょう。

また、歩行型除雪機を使用する際、特に後進時は足元や周囲の障害物に注意を払い、無理のない速度で使用するなど、取扱説明書の注意事項を必ず守って使用しまししょう。

なお、経済産業省も「政府インターネットテレビ」を通じた注意喚起や独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）においても、除雪機の事故についての注意喚起を実施しています。

また、社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）では、2004年（平成16年）4月から協議会加盟メーカーの除雪機（歩行型）において安全装置の義務化をするとともに、毎年度、事故の未然防止のため積雪地域の市町村等に対して広報紙を通じた注意喚起、販売店に対して使用者への安全指導の徹底を要請しています。

政府インターネットテレビ

「暖房機器・除雪機を使う時はココに注意！冬の製品事故」（2016年1月19日公表）

ウェブサイト：<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg13012.html>

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

「はしご・脚立及び除雪機の事故の防止について（注意喚起）」（2013年1月24日公表）

ウェブサイト：<http://www.nite.go.jp/data/000005168.pdf>

一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）

ウェブサイト：<http://www.jfmma.or.jp/office1028.html>

安全啓発ポスター：<http://www.jfmma.or.jp/office1029.html>

(2)長州産業株式会社が製造した石油給湯機について（管理番号A201500726）

①事故事象について

長州産業株式会社が製造した石油給湯機を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品の電磁ポンプに使用されているリング（パッキン）が劣化により、硬化、収縮し、器具内に油漏れが発生し、この漏れた油に引火、火災に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2005年（平成17年）1月24日にプレスリリース及びウェブサイトへ情報を掲載するとともに、複数回にわたる新聞社告の掲載、2010年（平成22年度）には、改修率の悪い宮崎県都城市周辺の1万世帯に「配達地域指定ゆうメール」を配布、また、販売店に対し、消費者への手紙等の送付や同社社員の訪問・説明による注意喚起の協力要請を行い、対象製品について無償点検・改修（電磁ポンプの交換）を実施しています。

さらに、全石連（全国石油商業組合連合会、全国石油共済協同組合連合会）を通じて、47都道府県の石油商業組合及び石油組合に加盟している石油販売事業者に協力を依頼し、灯油の納入先にリコール対象製品がないか確認を行っています。

③対象製品：会社名、ブランド、機種・型式、対象製造期間

会社名	ブランド	機種・型式	対象製造期間
長州産業(株)	C I C	PDX-403D、DX-403D PDF-403D、DF-403D DX-403DF	1996年5月～1999年10月
(株)ワカサ	ワカサ	WBF-400C	
東京ツチヤ販売(株)	ツチヤ	AX-402A、EX403A FK-405A、FC-406A	

改修対象台数：3, 420台

2005年（平成17年）1月24日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：79.9%（2016年1月31日現在）

<リコール対象製品での事故件数>

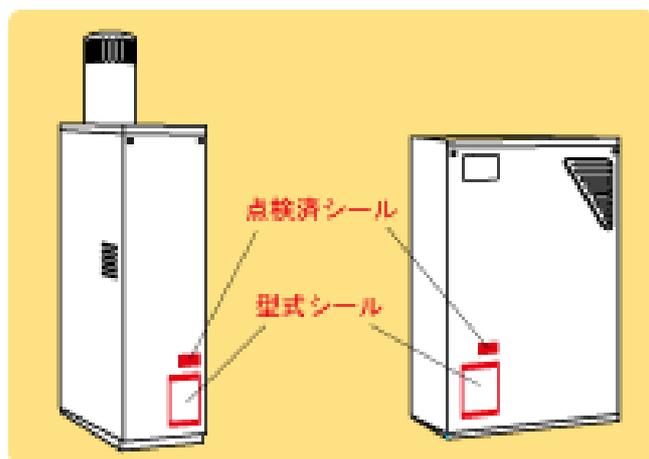
当該事故（管理番号A201500726）発生以前の、同社が製造した当該製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数（調査中のものであってリコール対象の内容の事故かどうか不明なものを含む。）は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2015年度	1	火災	2012年度	0	—
2014年度	0	—	2011年度	0	—
2013年度	1	火災	2010年度	4	火災

<対象製品の外観及び確認方法>



製品名は、下図のとおり、器具本体前面シールに表示されています。
また、メインリモコン（台所）からも該当製品が分かります。
（リモコンの製品名：RC-17、RC-21M）



④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償点検・改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

長州産業株式会社

電話番号：0120-652-963

受付時間：9時～18時（土・日・祝日・夏期休暇・年末年始を除く。）

ウェブサイト：<http://www.choshu.co.jp/2009/0506200057.html>

(3) 日本フィリップス株式会社(現 株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン)が輸入した電気ストーブ(オイルヒーター)について(管理番号A201500728)

①事件事象について

日本フィリップス株式会社(現 株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン)が輸入した電気ストーブ(オイルヒーター)を使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール(無償点検・改修)について

同社は、当該製品を含む対象製品(下記③)について、生産初期段階での電気回路接続部のカシメ不足により接触不良が生じ、まれに異常発熱し、発煙・出火に至る可能性があることが判明したことから、事故の再発防止を図るため、2001年(平成13年)10月16日にウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、新聞社告を行い、以降、複数回の新聞社告を行うことにより使用者に周知するなど、対象製品について無償点検・改修(電源配線ユニットの取替え等)を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故(管理番号A201500728)が上記の事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：機種・型式、対象製造期間、対象台数

機種・型式	対象製造期間	対象台数
HD3477	1998年8月～1999年12月	25,052
HD3478	1998年8月～1999年12月	9,976
HD3479	1998年8月～1999年12月	4,037
合 計		39,065

2001年(平成13年)10月16日からリコール(無償点検・改修)を実施
改修率：38.4%(2016年1月31日時点)

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故(管理番号A201500728)発生以前の、同社が輸入した当該製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

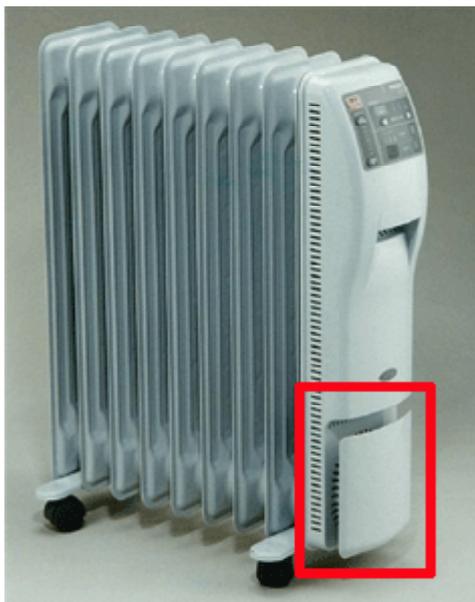
年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2015年度	0	—	2012年度	0	—
2014年度	0	—	2011年度	0	—
2013年度	1	火災	2010年度	1	火災

<対象製品の外観（写真はHD3477）>



<対象製品の確認方法>

本体正面下の電源コード巻きつけ部分に貼付されているステッカーの左上隅又は右下隅に製品型番が表示されています。



④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検・改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン

フィリップスリコールセンター

電話番号：0120-666-105 ※フリーダイヤル（無料）

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・夏期休暇・年末年始を除く。）

ウェブサイト：http://www.newscenter.philips.com/jp_ja/standard/about/news/consumer_products/2014_0207_oilheater.wpd

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課
(製品事故情報担当) 担 当 : 木原、清重
電 話 : 03-3507-9204 (直通)
F A X : 03-3507-9290

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室
担 当 : 下出、鈴木、植杉、岸田
電 話 : 03-3501-1707 (直通)
F A X : 03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500726	平成28年1月19日	平成28年2月4日	石油給湯機	PDX-403D	長州産業株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故原因は、現在、調査中であるが、当該製品の電磁ポンプに使用されているリング(パッキン)が劣化により、硬化、収縮し、器具内に油漏れが発生し、この漏れた油に引火、火災に至ったものと考えられる。	熊本県	製造から15年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年1月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意 平成17年1月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:79.9%
A201500731	平成28年1月27日	平成28年2月4日	ガスこんろ(都市ガス用)	PA-E10F	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	火災 死亡1名	当該製品の周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A201500732	平成27年11月17日	平成28年2月4日	石油ストーブ(開放式)	RX-2212Y	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	山口県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年2月3日 平成28年2月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500728	平成28年1月28日	平成28年2月4日	電気ストーブ(オイルヒーター)	HD3477	日本フィリップス株式会社(現 株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン)(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	平成13年10月16日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:38.4%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500727	平成28年1月1日	平成28年2月4日	浴室用混合栓	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品のハンドルが破損して湯が噴出し、火傷を負った。直前の修理状況を含め、現在、原因を調査中。	福井県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年1月26日
A201500729	平成28年1月25日	平成28年2月4日	ルーター(パソコン周辺機器)	火災	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	光回線終端装置(パソコン周辺機器)に関する事故(A201500733)と同一
A201500730	平成28年1月20日	平成28年2月4日	電気ミニマット	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A201500733	平成28年1月25日	平成28年2月5日	光回線終端装置(パソコン周辺機器)	火災	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	ルーター(パソコン周辺機器)に関する事故(A201500729)と同一
A201500734	平成28年1月24日	平成28年2月5日	除雪機(歩行型)	死亡1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、当該製品の下敷きになり、死亡が確認された。当該製品の安全装置が作動しなかった状況を含め、現在、原因を調査中。	新潟県	製造から30年以上経過した製品 平成28年2月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し